

令和元年度

第1回 堺市国民健康保険運営協議会

(日 時)

令和元年10月11日(金) 午後2時30分から

(場 所)

堺市役所 本館12階 議会第1・第2委員会室

(件 名)

1 会長及び会長職務代行者の選出について

・・・・資料 1 ～ 2 ページ

2 平成30年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について(報告)

・・・・資料 3 ページ

3 その他

・・・・資料 4 ページ

国民健康保険運営協議会について（法令関係）

◎ 国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◎ 国民健康保険法施行令（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和

- 57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

- 第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

◎ 堺市国民健康保険条例（抄）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

◎ 堺市国民健康保険運営協議会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、堺市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（会議）

第2条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、市長にその旨を通知しなければならない。

（定足数）

第3条 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開等）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

（会議録）

第5条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、国民健康保険課において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

平成30年度堺市国民健康保険事業特別会計 決算状況について

歳入

科目		平成29年度 決算	平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	平成31年度 当初予算		
保険料（一般被保険者+退職被保険者）	医療分	現年分	調定額	11,333,200	11,279,128	10,833,380	11,278,290
		現年分	収納率	94.59%	91.04%	95.06%	93.01%
		現年分	収納額	10,720,375	10,268,730	10,298,239	10,489,905
		滞納繰越分		701,664	597,810	625,942	531,238
		計		11,422,039	10,866,540	10,924,181	11,021,143
	支援分	現年分	調定額	4,236,408	4,041,503	3,886,778	3,958,352
		現年分	収納率	94.59%	91.04%	95.01%	93.00%
		現年分	収納額	4,007,029	3,679,328	3,692,925	3,681,330
		滞納繰越分		187,149	152,620	171,559	141,320
		計		4,194,178	3,831,948	3,864,484	3,822,650
	介護分	現年分	調定額	1,429,753	1,323,478	1,290,718	1,475,062
		現年分	収納率	92.49%	90.87%	93.16%	92.98%
		現年分	収納額	1,322,380	1,202,589	1,202,474	1,371,457
		滞納繰越分		103,882	86,592	92,156	78,505
		計		1,426,262	1,289,181	1,294,630	1,449,962
	保険料計	現年分	調定額	16,999,361	16,644,109	16,010,876	16,711,704
		現年分	収納率	94.41%	91.03%	94.90%	93.00%
		現年分	収納額	16,049,784	15,150,647	15,193,638	15,542,692
滞納繰越分			992,695	837,022	889,657	751,063	
計			17,042,479	15,987,669	16,083,295	16,293,755	
国からの支出金	負担金	療養給付費負担金	15,720,445				
		高額医療費共同事業負担金	641,843				
		特定健康診査等負担金	82,583				
	補助金	財政調整交付金	6,092,946				
		システム整備費等補助金	5,462	0	0	17,566	
		災害臨時特例補助金	171	1	437	1	
		制度関係業務準備事業費補助金	14,597	0	0	5,046	
計	22,558,047	1	437	22,613			
府からの支出金	負担金	高額医療費共同事業負担金	641,843				
		特定健康診査等負担金	82,583				
	補助金	国民健康保険助成補助金	131,897	108,205	102,530	95,889	
		財政調整交付金	4,306,521				
		保険給付費等交付金		66,286,096	65,982,447	65,342,039	
計	5,162,844	66,394,301	66,084,977	65,437,928			
他の健康保険からの交付金	療養給付費交付金	795,311					
	前期高齢者交付金	29,377,134					
計	30,172,445	0	0	0			
一般会計及び基金繰入金		8,763,719	9,632,918	8,569,340	9,694,339		
共同事業	高額医療費共同事業交付金	2,624,097					
	保険財政共同安定化事業交付金	21,083,921					
	計	23,708,018	0	0	0		
前年度繰越金		867,143	1	1,316,650	1		
その他		262,860	190,204	265,944	174,074		
歳入合計		108,537,555	92,205,094	92,320,643	91,622,710		

歳出

(単位:千円)

科目		平成29年度 決算	平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	平成31年度 当初予算
事務費等	一般管理費	1,438,281	1,521,766	1,432,813	1,680,920
	諸支出金(還付金)等	633,165	52,130	1,286,273	51,528
	計	2,071,446	1,573,896	2,719,086	1,732,448
医療費支払	療養給付費	55,457,527	55,573,020	53,924,719	54,962,890
	療養費	1,391,749	1,483,998	1,274,033	1,336,212
	高額療養費	7,894,464	8,155,173	7,804,783	7,868,798
	計	64,743,740	65,212,191	63,003,535	64,167,900
国民健康保険事業費納付金		23,879,098	23,874,715	24,256,344	
後期高齢者医療支援金		11,142,701			
介護納付金		3,683,033			
その他の給付事業等	特定健康診査等事業費	429,457	534,195	414,883	564,887
	保健事業費	253,403	304,000	246,481	272,825
	出産育児一時金	321,359	369,785	320,047	308,854
	葬祭費	57,950	64,100	55,450	56,800
	精神・結核医療給付費	120,737	124,947	120,167	123,330
	その他(審査支払手数料等)	151,836	138,306	130,954	135,820
	計	1,334,742	1,535,333	1,287,982	1,462,516
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	2,552,877			
	保険財政共同安定化事業拠出金	21,413,611			
	計	23,966,488	0	0	0
基金積立金		278,754	4,576	76,476	3,502
歳出合計		107,220,904	92,205,094	90,961,794	91,622,710

収支	平成29年度 決算	平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	平成31年度 当初予算
歳入-歳出(実質収支)	1,316,651	0	1,358,849	0
単年度収支	449,508	0	42,199	0

今後のスケジュール

